

第1章 点検評価に当たっての総論的事項

1 本県における公社等の役割

本県における公社等は、県民サービスの維持・向上、県内産業の振興等のため、それぞれその時代の要請を受けて設立され、幅広い分野において重要かつ多様な役割を担ってきた。

しかしながら一方で、国・県の行財政を取り巻く社会情勢、経済環境の変化、地方分権の本格化等に伴い、徹底した行財政改革や県自身が担う分野の見直しが行われている中で、公社等についても設立目的と現状の業務内容の乖離、経営上の様々な課題等が明らかになったところである。

こうした中で、公社等が新たな時代の要請に的確に対応していくためには、統廃合を含んだ組織や業務の見直し等を実施することにより県民サービスを第一義としながら、最少の経費で最大の効果をあげることでできる、青森県らしい活力ある地域社会の構築に真に貢献できる公社等として再生していかなければならない。

2 当委員会の役割と点検評価の目的

当委員会は、平成14年度から16年度まで本県の主要な29公社等の経営状況、経営改革の方向性等に関して検討を行い、その検討結果を報告してきた「青森県公社等経営評価委員会」の後を受けて、平成17年度から、公社等改革を進めるために知事から委嘱された委員会である。

公社等の組織のあり方や業務内容等については、独立した法人である公社等自身が自ら見直しを実施していく必要があることは当然だが、その設立及び業務運営に深く関与してきた県としても、統廃合を含んだ組織や業務の見直し、更には今後の県としてのかかわり方等についても検討を行うことが必要となっている。

当委員会はこうした状況を踏まえて、公社等の経営状況、業務執行状況等についての点検評価を行い、併せてその改革のための提言を行うことを目的としている。

3 点検評価の視点

当委員会は、本年度の対象15公社等の経営状況、業務執行状況等を点検評価するに当たって、以下の視点を設定した。

(1) 青森県行財政改革大綱に掲げる「公社等の見直し」の進捗状況の点検評価

(平成20年12月策定の青森県行財政改革大綱より抜粋)

第2 行財政改革の取組方策

公共サービス改革

3 公社等の見直し

(1) 公社等の統廃合等

社会経済情勢の変化などに伴う経営環境の変化を踏まえ、公社等の設立目的・役割及び県の関与のあり方について改めて見直し、業務内容等の必要性・将来性について検討の上、公社等の統廃合等に積極的に取り組みます。

(2) 公社等の経営改革

経営環境の変化に対応し、公社等の目的をより効果的かつ効率的に達成していくため、公社等の経営改革を積極的に推進します。

ア 経営の健全化

事業の見直し、徹底したコスト削減等を継続して実施することにより、健全で効果的かつ効率的な経営をめざします。

イ 人員体制等の見直し

公社等自らの責任と経営努力による自立的な業務運営を促進する観点から、県派遣職員については順次引き揚げることとし、また、職員数及び給与について、経営状況を踏まえた適切な水準となるよう必要な見直しを行います。

(2) 平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書において指摘を受けた「今後の課題」を踏まえた、公社等の経営状況についての点検評価

(平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書より抜粋)

第3章 今後の課題

県公社等法人の公共目的が効率的・効果的に達成されるように、本年度も当委員会が県公社等法人の経営状況に関する評価(マネジメント評価・財務評価)と、県公社等法人の経営改革方向性に関する提言と、県公社等法人の見直しを第三者の立場で実施してきたことを踏まえ、以下のような課題に各公社等法人が真摯に取り組んでいくことを当委員会は強く求めるものである。

- 1 自己経営評価制度を活かした経営改革推進
- 2 独立採算経営の確立と自主独立経営の確立と目標管理型経営の徹底・実質化
- 3 県公社等法人の見直し
- 4 硬直的でなく補助金等を前提としない経営姿勢の確立と経営組織の活性化

(3) 包括外部監査における公社等に対する指摘事項の改善状況の点検評価

包括外部監査における指摘事項のある公社等については、「第2章 点検評価結果」において指摘事項の内容を記述している。

(4) 平成17年度から平成20年度までの当委員会の提言に対する各公社等の対応状況の点検評価

これらの視点から、提出された公社等経営評価シートや各種決算資料等をもとに、必要に応じて各公社等及び所管課とのヒアリングを実施した上、それぞれの課題にどのように取り組んで、その効果がどの程度上がっているのかということについて点検評価を行った。

4 公社等全般に関する提言

平成21年度の点検評価において、公社等に共通する課題としてとらえた事項及びその点検評価結果は、次のとおりである。

(1) 各公社等における経営状況を踏まえた適切な人件費

当委員会では、公社等の職員の給与水準は、その経営状況いかんにかかわらず、原則的には組織体制や事業規模の類似する民間企業を基準にするべきであると考えており、平成18年度の点検評価において、「各公社等においては、これまでのように漫然と県職員の給与体系に合わせるのではなく、原則的には組織体制や事業規模の類似する民間企業を基準に、当該公社等の業務内容及び業務量に見合った給与水準になっているか、また、経営状況の悪い公社等によっては経営状況に見合った給与水準になっているかなど、県民の理解を得られる給与水準について、十分に検討していくべきである」ことを提言していた。

この点について、県の給与体系に準じている10公社等のうち、自らの経営状況を踏まえ、独自の給与の削減に取り組んでいる公社等は、平成21年度は2公社等増えて、9公社等であることを確認したところであり、当委員会としては、この取組について評価するものである。残る1公社等（社団法人青森県観光連盟）においても、経営状況を踏まえた給与の見直しに早急に取り組むことを求めたい。なお、各公社等の平成17年度以降における取組状況は、別表のとおりである。

また、給与について県の給与体系に準じている公社等の退職金については、平成20年度の報告書では、「給与の見直しを退職金の算定に反映させることとした公社等は4公社等のみであり、取組があまり進んでいないため、退職金が合理的な水準となるよう、他の公社等においても見直しに取り組むことを引き続き求める」ことを提言していた。

この点について、平成21年度は、残念ながら、前年度と同じ4公社等（社団法人青い森農林振興公社、財団法人青森県建設技術センター、財団法人むつ小川原漁業操業安全協会、社団法人青森県栽培漁業振興協会）にとどまっていることを確認したところであり、当委員会としては、退職金が合理的な水準となるよう、他の公社等においても今後とも見直しに取り組むことを引き続き求めるものである。

(2) 新公益法人制度への適切な対応

新公益法人制度関連三法が平成20年12月に施行されたことに伴い、特例民法法人（社団法人・財団法人）は、移行期間が満了する平成25年11月までに、一般社団法人・一般財団法人又は公益社団法人・公益財団法人若しくは株式会社等の他の法人形態に移行する必要がある。

当委員会が点検評価の対象としている25公社等のうち社団法人又は財団法人である16公社等について、新公益法人制度への対応状況を確認したところ、11公社等が移行時期を想定して準備を進めていることが確認された。

新公益法人制度における公益社団法人又は公益財団法人への移行に当たっては、法人の業務内容等について、あらためて公益性の認定を受ける必要があることから、移行時期を未定としている公社等にとっては、現在の業務内容が公益性の認定基準を満たすかどうかを点検のうえ、自らの役割及び業務内容について将来的な方向性を展望し、新公益法人制度に基づく法人形態に円滑に移行できるよう、適切に対応する必要がある。

以上、公社等に共通する提言については、多くの公社等が提言を尊重し、改善してきたという事実が確認できる。しかしながら、改善がなされなかった公社等もあることから、それらの公社等に対しては改善を求めたい。

5 各公社等に対する提言

本年度の対象15公社等について点検評価を行った個々の結果は「第2章 点検評価結果」において記述しているが、各公社等に対する提言の概要は以下のとおりである。

1	財団法人21あおもり産業総合支援センター
	(1) 理事長の常勤化とトップマネジメントの強化
	(2) 県派遣職員のプロパー職員への置換えの推進
	(3) より効果的に事業を行うための実施事業の見直し
	(4) 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上並びに未収債権の発生防止及び回収率の向上
	(5) 設備貸与事業会計及びオーダーメイド型貸工場事業会計における適正な人件費の計上
	(6) 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団との連携強化
2	財団法人青森県国際交流協会
	(1) 独立民営化に向けた体制の整備
	(2) 日常的に業務を適切にチェックできる業務執行のルールづくりの検討
	(3) 中・長期経営計画の着実な実施
3	社団法人青森県観光連盟
	(1) 経営健全化に向けた一層の経営努力
	(2) 経営の自立化に向けた取組
4	社団法人青い森農林振興公社
	(1) 分収造林事業の欠損見込額縮小のための適切な対応
	(2) 農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消
	(3) 青年農業者等育成センター事業のより効果的・効率的な実施
5	青森県土地開発公社
	(1) 長期的視点に立った当法人のあり方の検討
	(2) 青森中核工業団地の分譲の促進

6	財団法人青森県建設技術センター
	(1) 経営の独立民営化に対応した経営基盤の強化
	(2) 新公益法人制度への適切な対応
7	青森県道路公社
	(1) 次期中期経営プランの策定
	(2) 維持管理費の削減と道路の安全性及び利便性の維持・確保
8	財団法人青森県フェリー埠頭公社
	(1) フェリーの利用促進及び経営合理化の推進
9	財団法人むつ小川原地域・産業振興財団
	(1) 事業の選択と助成の集中の推進
	(2) 他団体との協調・連携
	(3) 当法人のあり方の検討
	(4) 財産運用に係る体制の整備
10	八戸臨海鉄道株式会社
	(1) 業務運営体制の再構築
	(2) 持続可能な給与制度の確立
11	青い森鉄道株式会社
	(1) 収支改善に向けた取組の強化
	(2) 沿線自治体、地域住民及びJR東日本等との協力体制の整備
12	財団法人青森県生活衛生営業指導センター
	(1) 組合加入率が低いという現状を踏まえた事業展開
	(2) 限られた人員及び予算における効果的な事業の実施
	(3) 専門性を有する組織・団体との連携
13	社団法人青森県栽培漁業振興協会
	(1) 経費の削減及び収入の増加に向けた努力の継続
	(2) 基本財産の運用リスクの管理の徹底
14	むつ小川原石油備蓄株式会社
	(1) 継続的な地元雇用
	(2) 地元調達拡大
15	財団法人暴力追放青森県民会議
	(1) 賛助会員の加入促進と事業の見直し

(別表)

県の給与体系に準じている公社等の職員給与の独自削減の状況

公社等の名称	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(財)21 あおもり産業総合支援センター				2%	
(社)青森県観光連盟					
(社)青い森農林振興公社		3%			
青森県土地開発公社			3%		
(財)青森県建設技術センター	8% ~ 10%		独自の給 与体系を 導入(約 10%削減)		
青森県道路公社			3%		
(財)青森県フェリー埠頭公社					2% ~ 3%
(財)むつ小川原地域・産業振興財団					3%
(財)むつ小川原漁業操業安全協会		約 5%	約 10%		
(社)青森県栽培漁業振興協会	10%	独自の給 与体系を 導入(約 14%削減)			

- 1 この表は、プロパー職員の給料月額に対する独自の削減率を掲載している。
- 2 県職員の給与削減に準じて行った削減及び管理職手当や期末手当等の各種手当の削減は含まれない。